

信号機のない横断歩道では歩行者を優先してください



ドライバーの皆さんへ

岡生活安全交通課 ☎443-2052

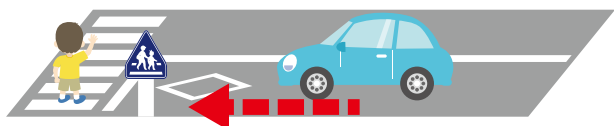
「信号機のない横断歩道」における車の一時停止率は富山県 **25.1%**

※令和3年JAF(一社)日本自動車連盟調べ。

(全国平均30.6%)

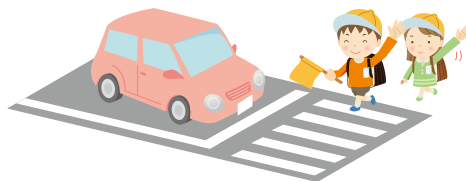
横断歩道手前は止まれる速度で進行！

横断しようとする歩行者が明らかにいない場合を除き、**横断歩道の直前で停止できるように、速度を落として進行**しなければなりません。



横断歩道の前で一時停止！

横断歩道を横断して(しようとして)いる歩行者がいたら、**横断歩道の前で一時停止し、歩行者の通行を妨げない**ようにしなければなりません。



停止車両の横で一時停止！

横断歩道上や手前で停止している車両の横を通過しようとするときは、**停止車両の前方に出る前に一時停止**しなければなりません。



追越し・追抜きは厳禁！

横断歩道とその手前30m以内の場所では、追越し・追抜きをしてはいけません。前の車の陰にいる横断者を見落とすおそれがあり、危険です。



上記ルールを順守しないと、**違反**です。

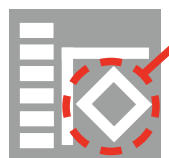
罰則 3カ月以下の懲役または5万円以下の罰金

反則金 大型・中型・準中型 … 12,000円 点数 2点

普通車 …… 9,000円

二輪車 …… 7,000円

原付 …… 6,000円



ひし形は

「この先に横断歩道あり」のマークです。

横断歩行者がいる場合には、**すぐに止まるように注意**してください。



歩行者の皆さんへ

安全に横断するために**ハンドサイン**で意思表示！



信号機のない横断歩道では、ドライバーに手を上げる、差し出すなどの**ハンドサイン**で横断する意を伝えましょう。

また、車が止まってから安全に横断しましょう。

イベント情報



横断歩道でストップ＆ハンドサイン呼びかけキャンペーン

富山県警察音楽隊の演奏や、啓発用品の配布などがあります。

日時 8月10日(水)17:30~18:15

場所 富山駅南口駅前広場

※雨天時は駅南北自由通路にて縮小開催。

※費用・申込不要。

※詳細は、市ホームページ(「生活安全交通課」で検索)をご覧ください。

県道富山高岡線(県道44号)の 夜間通行止めを行います

問公園緑地課 ☎443-2110

呉羽丘陵フットパス連絡橋整備工事に伴い、次のとおり夜間通行止めを行います。迂回にご協力をお願いします。

期間 8月中旬～12月中旬(期間中25日程度)

時間 23:00～翌5:30

区間 県道富山高岡線(県道44号)
峠茶屋交差点から五福8区交差点まで

迂回路 普通車…県道小竹諏訪川原線経由
大型車…国道8号経由

※歩行者および自転車は、通行可能です。現地誘導員の指示に従ってください。

※詳細な日時については、市ホームページ(「公園緑地課からのご案内」で検索)や、現地の工事案内看板でお知らせします。

※令和5年3月下旬以降も、夜間通行止めを予定しています。



富山駅利用時には 路面電車に 注意しましょう

富山駅の路面電車軌道横断部では電車の接近を知らせる表示板(地図★で表示)を設置し、電光表示とアナウンスによる注意喚起を行っています。

アナウンスが流れている時には横断せず、電車が通過した後に、左右の安全を確認してから渡りましょう。

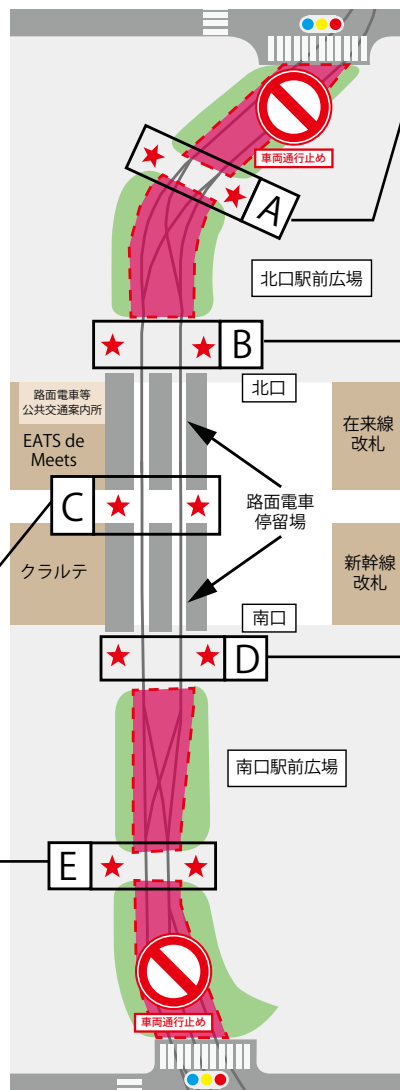
問交通政策課 ☎443-2195



東西自由通路 軌道横断部 C



南口駅前広場中央 軌道横断部 E



A 北口駅前広場中央 軌道横断部



B 富山駅停留場北側 軌道横断部



D 富山駅停留場南側 軌道横断部

※路面電車軌道敷(★で示した領域)は、通行できません。

お盆期間の長岡墓地周辺 交通規制のご案内

交通規制日時

8月13日(土)～15日(月) 5:00～19:00

長岡墓地周辺交通規制 駐車指定エリア案内図



※上の図の駐車指定エリア以外での駐車はご遠慮ください。特に路上駐車は大変危険です。

市営墓地を使用する皆さんへ

墓地の環境美化にご協力を

- ・清掃を心がけ、美観を損なわないようにしましょう。
- ・ごみは持ち帰るか、所定のくずかごに入れましょう。
- ・献花やお供物は、風で飛んだり、カラスが散らかしたりするので、持ち帰りましょう。

納骨堂の開館時間を変更します

長岡墓地の納骨堂の開館時間が、次の期間中、7:00～20:00に変更となります。

※通常の開館時間は9:00～16:30。

変更期間 8月13日(土)～16日(火)

お墓の手続きはお済みですか

次の場合には手続きが必要です。市営墓地に関する手続きについては、環境保全課(市役所2階)へ。

- ・お墓の使用者が亡くなったとき
- ・使用者の住所が変わったとき
- ・お墓を新設、改修または撤去するとき
- ・納骨するとき
- ・お骨を別の墓地に移すとき
- ・墓地を市へ返還したいとき



問い合わせ

環境保全課 ☎443-2086

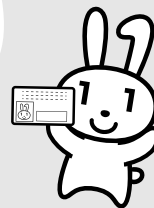
マイナンバーカード交付申請書が送付されます

マイナンバーカードをまだお持ちでない75歳未満の方を対象に、地方公共団体情報システム機構(J-LIS)から、7月下旬から9月上旬にかけて、マイナンバーカード交付申請書が順次送付されます。

お持ちのスマートフォンなどで申請書のQRコードを読み取ること、簡単に申請できます。

申請方法の詳細は、J-LISマイナンバーカード総合サイト(<https://www.kojinbango-card.go.jp/>)をご覧ください。

9月末までに申請すると、最大20,000円分のマイナポイントがもらえます。ぜひこの機会に取得してください！



岡市民課 ☎443-2269

第11回特別弔慰金の請求はお済みですか

支給対象

戦没者等の死亡当時のご遺族で、令和2年4月1日において、公務扶助料や遺族年金などを受ける方がいない場合に、ご遺族の一人に特別弔慰金が支給されます(次の(1)~(4)の順番によります)。

- (1) 戦傷病者戦没者遺族等援護法による弔慰金の受給権者
- (2) 戦没者等の子
- (3) 戦没者等の父母・孫・祖父母・兄弟姉妹(戦没者の死亡当時、生計関係を有していたかなどの要件により順番が変わります)
- (4) (1)~(3)以外の三親等内の親族(戦没者等の死亡時まで引き続き1年以上生計関係を有していた方)

※ 支給対象遺族は、戦没者等の死亡当時の遺族(生まれていないこと)が要件となります(子は胎児も含まれます)。

支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債

請求期限 令和5年3月31日まで

受付場所 福祉政策課(市役所3階)

必要なもの 印鑑、請求者の戸籍抄本(令和2年4月1日以降に発行されたもの)、本人確認ができるマイナンバーカードや運転免許証 など

※他の戸籍書類などが必要になる場合があります。

[すでに請求された方へ]

国債の交付まで1年以上かかる場合がありますので、案内が届くまでお待ちください。

岡福祉政策課 ☎443-2164

岡各行政サービスセンター地域福祉課

大沢野☎467-5811 大山☎483-1214

八尾☎455-2461 婦中☎465-2114

私設メーター(子メーター)の有効期限切れにご注意を！

大家さん、アパートやマンションにお住まいの皆さんへ

私設メーター(子メーター)とは、集合住宅やテナントビルなどの管理者または所有者が、電気・ガス・水道の使用料金を各部屋の使用量に応じて配分するために用いるメーターのことです。

このメーターは計量法で検定の有効期間が定められています。期限切れのメーターを使用して料金を算定することは、計量法違反であり、罰則の対象となります。

メーターの見方がわからない時や、期限が過ぎていた場合の対応など、不明な点については問い合わせてください。



ガスメーター
(有効期間10年)
※一部を除く。



電気メーター
(有効期間10年)
※一部を除く。



水道メーター
(有効期間8年)

岡消費生活センター ☎443-2123